

## ACSV MONTHLY LETTER

上場株式等の配当や譲渡所得に係る個人所得税の税率が 20.315%に上がったこともあり、投資事業を目的とした法人（投資法人）を設立する例が増えているようです。

### ● 法人の証券税制について

株式会社や合名会社により投資した場合の法人税等の扱いについて、個人所得税と比較すると以下のメリット・デメリットが考えられます。

所得	個人：売却金額－購入金額・手数料等 法人：売却金額－購入金額・その他経費等 個人では直接的な経費しか差し引けませんが、法人では全般的な経費として人件費・消耗品費・通信費等も差し引けることとなります。
税率	個人は 20.315%、法人は約 23%（課税所得 400 万円未満）
損失	個人：3年間繰越（確定申告必要） 法人：9年間繰越（平成30年度以降は10年間） 個人で確定申告した場合は、扶養親族の判定や国民健康保険料に影響する場合があります。
相続	個人：個別の銘柄がそれぞれ相続財産となり、金融機関等での名義変更は、遺産分割協議書や各相続人の印鑑証明などの書類の準備と諸手続きが必要となります。 法人：名義は変わらないため、金融機関等での名義変更は不要です（投資法人の株式が相続財産となります）。
その他	個人：NISA（少額投資非課税制度）、ジュニア NISA NISA では年間 120 万円まで、ジュニア NISA では年間 80 万円までの投資について、配当・譲渡所得についての非課税制度があります。ただし、損失が生じても損益通算等はできません。

法人税の税率は約 23%（課税所得 400 万円未満）と低い水準となったこと、また法人全体の所得計算として全般的な経費も差引けることや、損失の繰越期間も長いことから、法人の税負担は個人の税負担よりも低いとも考えられます。安定性の高い証券（債券型の投資信託など）を限度額まで個人 NISA で投資し、それ以外は投資法人で投資するのも選択肢のひとつと考えられます。

### ■ 税務カレンダー

	内容	備考
9月		
10月	個人住民税納付（第3期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。